

議会運営委員会

日 時 令和 6 年 6 月 3 日（月）午前 10 時～

場 所 全員協議会室

1 令和 6 年亀岡市議会定例会について

(1) 招集告示 6 月 3 日（月） 告示第 141 号

(2) 開 会 6 月 10 日（月）

2 議案の概要説明について

(1) 概 要 （別添）

3 6 月議会日程案について【別紙No. 1】

(1) 一般質問通告期限 6 月 10 日（月）正午

※ 7 日（金）午後 5 時までにデータを事務局に提出願います。

※ 開会日に議案審査を行うため、できるだけ早く提出いただきますようご協力をお願いします。

※ 開会日及び翌日は通告の内容について確認することがあるため、常に連絡がとれるようご協力ををお願いします。

(2) 請願書等提出期限 6 月 10 日（月）午後 5 時

(3) 質疑通告期限 6 月 18 日（火）本会議終了時

※ 第 5 号議案を除く

(4) 意見書等提出期限 6 月 27 日（木）午前 10 時

(5) 討論通告期限 6 月 28 日（金）午後 4 時

※ 第 5 号議案のみ 6 月 10 日（月）総務文教常任委員会終了時

4 開会日（6 月 10 日）の議事等について

(1) 議事日程

諸報告

第 1 会議録署名議員指名《梅本議員、三上議員》

第 2 会期決定

第 3 報告第 1 号及び第 1 号議案から第 7 号議案（提案理由説明）

第 4 第 5 号議案（質疑～表決）

※ 進行：質疑→付託→（委員会審査等）→委員長報告→質疑→討論→表決

○ 午前 9 時 55 分から市民憲章唱和《唱和代表：大石議員》

(2) 諸報告

- 予算に関する報告（４件）
- 監査（定期監査及び行政監査の結果等）
- 理事者出席要求
- 副市長、教育委員あいさつ
- 職員紹介（特別職、部長級職員） ※自席にて自己紹介

(3) 会 期

- 令和６年６月１０日～令和７年３月２７日（２９１日間）
- ※６月議会の期間：６月１０日～７月１日（２２日間）

5 議場の理事者席について【別紙No. 2】

6 請願について

- 受理なし

7 陳情・要望について

- (1) コミュニティバスの利便性向上に関する陳情【別紙No. 3】
- (2) 非核・平和施策に関する要望書【別紙No. 4】

8 一般質問について【別紙No. 5】

- (1) 通告書 メールまたはUSBで事務局へ提出 《6月 7日（金）午後5時まで》
 - ※一般質問の項目は、具体的に通告する。（先例・申合せ119）
 - ・細分化し、具体的に記載する。
 - ・市政における一般事務に限る。
 - ・重複のないよう会派内で調整を行う。
 - ※名称（例：道路・河川・橋梁・施設・事業・施策名等）は、正式名称を記載する。
- (2) 質問時間 答弁を含み1人45分（個人質問）
- (3) 質問順序 ①かめおか党 ②新清流会 ③経政会 ④亀岡有志の会
⑤共産党議員団 ⑥公明党議員団
- (4) 会派内順序 6月 3日（月）午後5時までに事務局へ連絡
- (5) 説明資料 6月12日（水）午後5時までに事務局へ提出（データ含む）
 - ※説明資料は、必ずデータ元の使用許可を得ること。

9 9月議会の決算審査案について

- (1) 決算特別委員（22人） ※議長、議選監査委員除く
- (2) 審査方法（分科会方式、事務事業評価）
- (3) 審査日程（5日間）
- (4) 特別委員会設置 7月1日（月） ※6月議会最終日

10 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

- 消毒液の設置（傍聴者用）、会議中のドア開放、CO2濃度測定

11 議会基本条例の検証及び見直しについて

- 検討項目の取りまとめ【別紙No.6】

※7月・8月の会議予定

7月10日（水）午前10時

7月22日（月）午前10時

8月20日（火）午前10時

12 議会運営委員会の行政視察について

13 常任委員会の活動テーマについて

- 総務文教常任委員会 子どもに関する施策の充実について～学び・育成・権利～
- 環境市民厚生常任委員会 脱炭素に向けた取組について
- 産業建設常任委員会 農林業の推進による産業イノベーションの創出について

14 亀岡市防災会議委員の選出について

15 その他

- (1) 議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、広報プロモーション課）
- (2) エコ・オフィス推進期間（5月1日～10月31日まで）
- (3) 本日（6月3日）の会議予定
議会運営委員会終了後、幹事会、広報部会・広聴部会、広報広聴会議、会派会議
- (4) 次回の議会運営委員会等の予定
6月17日（月）14：00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長）
18日（火）本会議終了後 議会運営委員会・幹事会

令和6年亀岡市議会定例会 6月議会日程表（案）

Ver.0311

【議会期間22日間】

日付	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
5/31	金	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
6/1	土		
2	日		
3	月	（招集告示・当初議案送付） 10:00～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議、会派会議	議案概要、6/10の議事日程等
4	火	【一般質問の通告について】 1営業日前7日（金）午後5時までにデータを事務局に提出願います。	
5	水		
6	木		
7	金	<17:00：一般質問通告書データ提出>	
8	土		
9	日		
10	月	10:00～ 【定例会開会】 <12:00：一般質問通告期限／17:00：請願書等提出期限>	諸報告、会議録署名議員指名、 会期決定、提案理由説明
11	火		
12	水	<17:00：一般質問説明資料・データ提出>	
13	木		
14	金		
15	土		
16	日		
17	月	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
18	火	10:00～ 【一般質問】（追加議案送付） 終了後 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 <本会議終了時：質疑通告期限>	追加議案概要、 6/21の議事日程等
19	水	10:00～ 【一般質問】	
20	木	10:00～ 【一般質問】	
21	金	10:00～ 【一般質問等】	提案理由説明、質疑、付託
22	土		
23	日		
24	月	10:00～ 総務文教常任委員会	付託議案審査
25	火	10:00～ 環境市民厚生常任委員会	付託議案審査
26	水	10:00～ 産業建設常任委員会	付託議案審査
27	木	委員会（予備日） <10:00：意見書等提出期限>	
28	金	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 13:00～ 議運事前調整 14:00～ 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 終了後 会派会議 <16:00：討論通告期限>	人事議案概要 人事議案概要、意見書案、 7/1の議事日程等
29	土		
30	日		
7/1	月	10:00～ 3常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 終了後 【定例会休会】（午後予定） 終了後 議長記者会見、広報部会・広聴部会	委員長報告確認 討論順序、採決順序等 委員長報告～採決等

傍聽席

記者席

議
会
事
務
局
長

ひ
し
だ
み
つ
の
り

菱
田
光
紀

議
長

病院事業管理者	教育部長	教育部長	教育長
上下水道部長	まちづくり推進部 全国都市緑化フェア 担当部長	まちづくり 推進部長	産業観光部長
議会事務局 議事調査係長	行政委員会 委員長等	総務課長	議会事務局次長

5月24日受理(持参)

件名 コミュニティーバスの利便性向上に関する陳情

陳情の要旨

別紙 No.3

- 1、京都府南丹広域振興局まで、コミュニティバスの路線延長をしていただくこと。
- 2、東回りコースで反対回りの運行をしていただくこと。

陳情の理由

亀岡市では、20年余り前にコミュニティバスが運行開始され、交通利便性が向上してきました。また東コースについては、上矢田町鯉山神社前や西つつじヶ丘美山台への路線延長とダイヤの改正も行われ、地域住民に喜ばれています。

しかし、昨今、高齢化がさらにすすみ、現状ではバス停と家の間が遠いため、腰や膝の痛みを抱える高齢者にとっては通院や買い物などで荷物を持つての歩行が困難な地域があります。

また、買い物後、反対回りのバス運行がないため、荷物を抱えながら一旦亀岡駅まで行って乗り換えなくてはならないことも苦痛に感じる人が増えてきました。

地域住民の身近な足としてのこのバス運行事業の充実は私達にとって重要課題であり、高齢者の健康管理にとっても大きな意味を持つといえます。

そこで、上記の内容で路線の延長、東回りコースでの反対回りバスの運行が本市として実施されるよう市議会として市に対し働きかけて下さるよう陳情します。

2024年5月24日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

陳情者(代表)

住 所 亀岡市上矢田町岩田 6-29
氏 名 国道南の公共交通を便利にする会
代表 高向 美智子 ほか 814 人

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、そして健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

今年、広島・長崎への原爆投下から79年目を迎えました。2021年に発効しました核兵器禁止条約の批准国は70ヶ国にまでに達し、世界の核兵器廃絶を求める運動は確実に広がっています。しかし、ウクライナに軍事侵攻したロシアのプーチン大統領によって核兵器の保有とその使用も辞さない構えが公言され、核をめぐる極めて危険な情勢に直面することになっています。

核兵器の使用を絶対に許さず、核をめぐる危機を乗り越えていくために、核兵器禁止・廃絶の声と行動を圧倒的に大きく広げていくことが求められています。

私たちは貴自治体と議会に対して、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和運施策の推進のために次の事項を行っていただくよう要望いたします。

< 記 >

1. 核兵器禁止条約が発効しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強く働きかけて下さい。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相を広げることがあらためて重要になっています。原爆(写真)展の開催など住民参加の創意あるとりくみを強めて下さい。とりわけ以下の点についてご協力下さい。
 - ① 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用して下さい。
 - ② 住民が行う原爆(写真)展に後援・協賛して下さい。市役所(役場)、公民館など公共施設を無償で提供して下さい。
 - ③ 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内して下さい。
 - ④ 広報を通じて、住民に原爆(写真)展開催を知らせて下さい。
3. 核兵器禁止条約の発効を契機に、「唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」の運動が取り組まれています。この署名運動に賛同し、住民に協力を訴えて下さい。
4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の日の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和のとりくみを行なって下さい。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化・充実して下さい。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言策定に住民と一緒にとりくんで下さい。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育

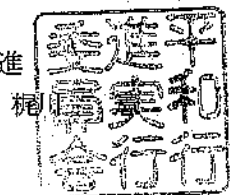
分野でのとりくみを積極的にすすめて下さい。

6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶に向けた国際的な行動に積極的にとりくんで下さい。姉妹都市などに被爆組写真を送るとりくみなど海外の自治体に被爆の実相を広げて下さい。
7. ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝訴判決は、国を動かし一定の改善を実現しましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者が訴訟を起こすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国に働きかけて下さい。また高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実して下さい。
8. 日本政府による反撃能力（敵基地攻撃能力）保有計画によって他国からの核兵器、生物・化学兵器等も含む報復攻撃を受けることを前提とした自衛隊基地の「強靱化」計画が進められています。また土地利用規制法に基づく特別注視区域、注視区域が指定され、住民の不安と懸念が広がっています。国民の平和と暮らしを守るために、軍事力強化で対応するのではなく、外交で解決する道への転換を、貴自治体として国に対し強く求めて下さい。
9. 自衛隊に対し隊員募集のための個人情報提供が本人同意なしに行われている場合、憲法13条・人格権のうちのプライバシー権保障に基づいて、行わないようにして下さい。
10. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80%圏内にほぼ全域が入ります。ドイツでは昨年、すべての原発が完全稼働停止となりました。日本でも、政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃業・廃炉を求めて下さい。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化して下さい。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、とりくんで下さい。

2024年5月20日

原水爆禁止国民平和進行

京都実行委員会代表



2023年原水爆禁止国民平和進行京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 電話：075-811-3203

FAX：075-811-321

記入の仕方

別紙No. 5

令和6年6月〇〇日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

亀岡市議会議員 ○○○○○○

令和6年6月議会 一般質問通告書

体裁

- ・BIZUD ゴシック、フォントサイズ 10、英数字・記号（カッコなど）は全角とする。
- ・表のサイズを変えない。
- ・ページがまたがる場合は、表を分割しない。

会派名：○○○○○○○ (代表・個人)

質問方法（一括・一問一答）

次のとおり通告します。

質問の意図が伝わるよう、まず、「質問の趣旨・背景（課題や問題点等）」を3～5行以内に要約して簡潔に記入。
（原稿をそのまま掲載しない。）

質問事項	質問要旨	答弁者
1 ○○○について 旨に係る項目を 号（スペース）・ ついて（１６文字 」で記入。 序は、機構の建制順を するが、質問構成の による順序立ても可と	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ そして、質問内容を(1)、(2)の箇条書き の質問形で具体的に記入。 (「～について」は質問とならない。)	○○ ○○○ 質問事項の 答弁者を記す ・市長 ・副市長 ・病院事業管 ・教育長 ・所管部長 ・行政委員会
以下、例示		
2 空き家の適正管理について 構の建制順 政策企画部・生涯 務部・環境先進都	空き家の放置は、近隣の生活環境を阻害し、不審者の侵入や放火などを誘発する恐れもある。また、災害時に倒壊する危険や住民の避難活動の妨げにもなりかねない。生活環境の保全、災害時の安全確保、犯罪の未然防止の観点から空き家の適正管理が求められる。 (1) 空き家の調査をどのような頻度で行い、市内に長期間放置された空き家がどれくらい存在するか把握しているか。 (2) 管理不十分な空き家は近隣住民にとって危険な	市長 所管部長

質問要旨に係る項目を
項目番号（スペース）・
「～について（16文字
以内）」で記入。
質問順序は、機構の建制順を
原則とするが、質問構成の
意図による順序立ても可と
する。

そして、質問内容を(1)、(2)の箇条書きの質問形で具体的に記入。
(「～について」は質問とならない。)

質問事項の項ごとに
答弁者を記入

- ・市長
- ・副市長
- ・病院事業管理者
- ・教育長
- ・所管部長
- ・行政委員会の委員長等

以下、例示

※組織機構の建制順

市長公室・政策企画部・生涯
学習部・総務部・環境先進都
市推進部・市民生活部・健康
福祉部・こども未来部・産業
観光部・まちづくり推進部・
会計管理室・上下水道部・市
立病院・教育委員会・選挙管
理委員会・公平委員会・監査
委員・農業委員会

注意点

- 具体的に通告する。（先例・申合せ１１９）
 - ・ 細分化し、具体的に記載する。
 - ・ 市政における一般事務に限る。
 - ・ 重複のないよう会派内で調整を行う。
- 名称（例：道路・河川・橋梁・施設・事業・施策名等）は、正式名称を記載する。
- 質問事項（タイトル）１６文字以内

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第1章 総則	目的	第1条	この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。			新清流会：対象外 経政会：対象外 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会の役割	第2条	2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。		<亀岡有志の会> 執行部から常任委員会への報告・連絡・相談が不十分であり、情報の共有化ができていない。報道されている内容について、市民への説明ができない。 <会派に属さない議員> ・議会への報告、連絡、相談が不十分であり、常任委員会において腹落ちしない事案が複数出ているのではないかと考える。 ・議会選出監査委員の任期について、2年を限度として再任を妨げないこととしてはどうか。監査の内容は複雑で非常に細かなものになっているため、監視強化につながると考える。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第2章 議会及び議員の活動原則	議会の活動原則	第3条	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。					
			(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。	第1章 総則（目的、議会の役割） 第2章 議会及び議員の活動原則に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。		新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(4) 市政への市民参加を推進すること。		<亀岡有志の会> 情報発信としてのSNSの有効性を高めるため、リマインド機能を追加してはどうか。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策立案及び施策の提言につながるよう努めること。	・議会の活動原則に、政策立案、施策の提言を明記（R3） ・議会モニター制度の導入（R5）	<亀岡有志の会> 議会モニター制度導入は一步前進したが、政策立案、施策の提言を、より具体的に進めていくため、常任委員会・特別委員会等への積極的な参加を呼びかけ、市民からの「要望・請願・陳情」の審査過程を見てもらってはどうか。 <かめおか党> 市長等との対論を行うにあたり、現状として、議会が認知する前に政策に関する情報等が新聞に掲載されたりする（情報把握のズレ）ことが生じているが問題はないのか、また改善策はないのか。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：B 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			（R3一部改正）					

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	議員の活動原則	第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。					
			(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。		<新清流会> 自由討議が不十分である。本会議でも討議の場を設けてはどうか。	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。			新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	会派	第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。	【運用基準2】会派の果たすべき役割 ・会派の果たすべき役割を明確化 ・幹事長（会派代表者）討論の開催（R3） ・結成の人数要件を3人から2人に変更（R4）		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
			議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。	【運用基準3】災害時の対応 ・亀岡市議会災害対応マニュアルの策定 ・フロー図作成（R1） ・議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け（R3） ・オンラインによる会議開催及び連絡・報告手段の整理（R4）	<新清流会> 地域アラートの導入等、非常を知らせる方策を検討してはどうか。 <亀岡有志の会> 訓練の一環として、定期的なメール配信の確認を行ってはどうか。 <公明党議員団> ・タブレット端末による災害時の安否確認・情報提供訓練などを定期的を実施することを定めておけばどうか。 ・災害対応マニュアルの点検及び議会HPに公開してはどうか。 <かめおか党> ・あらゆる災害の状況（地震、水害、火災など）を考慮し、細かな行動プランを再構築すべきである。 ・災害時に南丹市や京都市など隣接する地域（大阪府の市町も含む）との広域連携による情報交換など広域でのマニュアルも必要ではないか。 <会派に属さない議員> 議会で避難訓練を通じて災害時の対応について確認を行ったが、連絡がつかない議員（連絡はつくがオンライン会議の環境が整っていない場合）との連絡手法と対応の整理が必要である。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：B かめおか党：B 会派に属さない：B		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	災害時の対応	第6条	2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。					
			（R3一追加）					

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第3章	市民参加及び市民との連携	第7条	議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 ・公式な会議の全てを公開対象 ・コロナ禍における傍聴自粛の呼びかけ（R2～R3）	<新清流会> 子育て世代が参加しやすい本会議場の環境整備を行うべきである。 <公明党議員団> 傍聴に行ってみようと思っていただける新たな取組を検討してはどうか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信（H21.12～） ・議会報告会の開催（※第8条1にも記載） ・土曜議会開催（H22.3・H24.3代表、H25.3個人） ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開（H23.9～） ・議会だよりの充実（H24.4～16P改編、R3.9～QRコード掲載） ・一般質問通告の具体化（H24.6～） ・予算・決算審査の録画配信（H25.9～） ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信（H26.4～） ・傍聴規則の改正（H27.1）→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施（H27） ・議会バックボードの作成（H27） ・無料アプリ「マチイロ」（i広報紙）の運用開始（H28～） ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応（H29） ・常任委員会（議案審査）の録画配信（R3.9～） ・傍聴者用大型モニター設置 ・常任委員会（議案審査以外）のYouTube録画配信（R4～） ・議長記者会見のYouTube録画配信（R5～） ・インターネット中継の映像に質問項目名をテロップで表示（R5～） ・ホームページに一般質問資料を掲出（R5～）	<新清流会> 早期に全ての会議をネット配信するべきである。 <亀岡有志の会> 常任委員会については全てYouTube配信してはどうか。 <共産党議員団> ・申込制による手話通訳を常任委員会などへ拡充してはどうか。 ・YouTubeチャンネルの撮影、編集、配信を議員も手掛けられるようにする。 <公明党議員団> 開かれた議会を推進することを目的に議会SNSとして、これまでのFacebookに加えてInstagramなど、新たな情報発信の手法を検討してはどうか。 <会派に属さない議員> 多様な政策が増えている中、政策の所管替えなどが起こった場合は、議会全体で内容を共通認識するため、委員会の合同開催について検討・確認することとしてはどうか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	市民参加及び市民との連携	第7条	3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	・参考人制度の活用 H25：4回（常任委員会・決算特別） H26：4回（常任委員会・議運・決算特別） H28：1回（常任委員会） H30：1回（常任委員会） R5：1回（公共交通特別）	<かめおか党> さらに制度を活用し、現地現場に根ざした深みのある議論にするとよりよくなるのではないか。	全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。	【運用基準5】請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保 ・会議における請願者等の意見陳述機会を制度化（手続きを規定） （H27：5回、H28：2回、H29：5回、H30：7回、R1：6回、R2：1回、R3：1回、R4：7回、R5：7回）	<共産党議員団> 他市では、所管課も意見陳述を聞けるようにしている。今も傍聴は可能だが、常に所管課を招いてもよいのではないか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	・わがまちトーク、委員会の意見交換会等の開催（※第8条2に記載） ・議員団研修会の公開 ・議場の多目的活用（亀岡祭くじ取り式、議員団研修会、幹事長（会派代表者）討論等） ・パブコメ実施（H22議会基本条例、H24暴力団排除条例、H26定数報酬） ・子ども議会、高校生議会、中学生議会等を実施（H27、H28、H30、R3、R4（吉川小、東輝中、南桑中）） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3、R4、R5） ・夏休み子ども議場見学会の開催（R5）	<新清流会> 一部団体との意見交換もすべきであり、二十歳の会実行委員会とは継続して意見交換すべきである。 <共産党議員団>モニター制度をしっかりと軌道に乗せる。 <かめおか党> ・市民の多様な意見を収集するため、地域別や年齢別、職業別など、さらに細かく分類し、意見を収集する機会の頻度を増やしてはどうか。 ・ネット投票（G o o g l eフォームのアンケート）などを活用し、手軽に意見収集できる間口を広げてはどうか。	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会報告会等	第8条	議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。	・各定例会後に議会報告会を開催（H22.11～H25.11） ・各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催（H25.5～H28.2） ・3月、9月定例会後に議会報告会を開催（H28.4～H29.10） ・議会報告会を「毎年開催する」を「行う」に改正（H30）	<亀岡有志の会> 「議会報告会」を毎年開催することとしているので、議会基本条例を守るためにも実施するべきではないか。 <かめおか党> 市民などから聞いた声（意見）を議会に持ち帰り、その後どうなったかを発信者（市民）に返す機会を作ってはどうか。（議会だよりやHPなど）	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：C 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
		議会報告会等 第8条	2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	【運用基準6】議会報告会等 ・委員会の意見交換会の開催 H27：2回（子育て支援団体、観光協会） H28：1回（商店街連盟） H29：2回（子育て支援団体、商工業団体） H30：2回（京都府2回） R1：4回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府） R2：3回（商工会議所等、森の京都DMO、新規就農者） R3：5回（LGBTQ+、森林組合、タクシー事業者、観光協会、森の京都DMO） ・わがまちトーク（テーマ別）の開催 H27：1回（NPO団体） ・わがまちトーク（自治会版）の開催（H28：5回、H29：5回、H30：7回、R1：1回、R2：1回） ・わがまちトーク（各種団体版）の開催 H29：1回（成人式実行委員会） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3、R4、R5）	<亀岡有志の会> 商業施設等の催事場を借りて、トークショー等を開催してはどうか。 <共産党議員団> 参加した市民が語りやすい雰囲気の新しいわがまちトークを確立するべき。 <かめおか党> 全エリア（全ての町）の年度ごとの課題を挙げていただき、情報をまとめて議会と共有し、ネットなどで市民にも公開（達成度など、都度発信しながら）してはどうか。	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第4章 議会と市長等の関係	議員と市長等の関係	第9条	議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。					
			(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。	・質問通告書様式変更（具体化）（H24.6～） ・一問一答制の導入（個人質問） ・一般質問の充実（4日間開催）（R3.12～） ・一般質問の充実（副議長・監査委員の質問権付与）（R4.3～）	<新清流会> 通告が詳細すぎる。また通告書に趣旨が表れていないものがある。 <亀岡有志の会> 理事者側に向けたモニターを設置してはどうか。	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。	【運用基準7】反問 ・反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化	<新清流会> 市長以外にも行使していただければよい。	全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会審議における論点の明確化	第10条	議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算		<共産党議員団> 提出議案の概要説明の際、「聞き置く程度とする」となっているが、午後の記者発表で議案が説明されて翌日には報道で市民の知るところとなり、市民からも質問の声が寄せられる。しかし、議員は答えられない。 （例）「犬と暮らしやすいまちづくり推進事業」という予算項目に、市民からは「なぜ、犬なのか」「亀岡市は犬を大事にするという方針なのか」「生類憐みの令みたいなものか。市長はお犬様か」「猫は大事にしないのか」などたくさん問い合わせがあったが、「質疑の際しっかりと確かめます」としか言えなかった。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。			【運用基準8】予算決算説明資料 ・予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・決算「決算に関する主要施策報告書」 ・事前勉強会の実施（R3～）	<共産党議員団> タブレット端末だけで審査することを想定した説明資料となるように、所管課に準備してほしい。 <公明党議員団> 議会側のみタブレットを導入している状況であり、執行部側との連携共同が課題であると感じている。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	政策執行に対する議会の評価	第11条	議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	【運用基準9】議会の政策評価 ・事務事業評価を発展して対応 ・評価シートの見直し・変更（R3）	<新清流会> 他都市のものも参考に評価シートを再検討してはどうか。 <亀岡有志の会> 評価が低い事務事業であっても、翌年に同じような事業・内容が予算化されていることがあり、事務事業評価の有効性が問われている。議会として、そのようなことについて指摘すべきであり、事務事業評価の実施時期を早くするよう見直しを検討すべきではないか。 <共産党議員団> 評価シートの配点などを見直した直後ではあるが、事務事業評価そのものが、果たしてどの程度必要なものとなっているのか、今後もあのような形で継続していくのか、検証と議論があってもよいのではないか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	文書による質問	第11条の2	議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。	【運用基準10】文書質問 ・文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正（H30） （H24：2回、H25：2回、H26：1回、H27：1回、H28：1回）		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	決議等への対応	第11条の3	議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。	【運用基準11】決議・請願への対応等の報告 ・決議（附帯決議）・請願への対応義務付け（条例改正で追加） H28：1回（請願：私立幼稚園就園補助金） H30：1回（附帯決議：一般会計決算） R1：1回（附帯決議：一般会計補正予算） R2：3回（附帯決議：一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例、一般会計決算） R3：1回（請願：建設アスベスト被害者救済） R5：1回（請願：建設アスベスト被害の全面解決）	<亀岡有志の会> 採択した請願のその後の経過、結果の報告があるべきではないか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第5章 議会の機能	96・2の議決事項	第12条	地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準12】議決事項の拡大 ・議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加（H22）→総合計画の基本構想及び基本計画（H28特別委員会設置による審査を実施）		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
機能の強化	調査機関の設置	第13条	議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	【運用基準 1 3】調査機関 ・調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。 (事例なし)	<新清流会> 大学と連携し調査機能を強化してはどうか。	全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		2	議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。					
		3	第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。					
第6章 議会の運営	定例会の回数及び会期	第14条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入（H30）		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		2	定例会の招集の回数は、別に条例で定める。					
	議員間の自由討議	第15条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		2	議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。	【運用基準 1 4】議員間の討議 ・議員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化（H28）	<共産党議員団> 他市で行っているところがあるが、定例会終了後に反省会を行ってはどうか。議長や委員長の議事進行（反問や動議に対する対応の在り方など）やより効率的で明確な議会運営になるような提案など、感想や意見が自由に言える場があってもよいのではないか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員間の自由討議	第15条	3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	・政策研究会 H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3、R4：12名（現11名）（LGBTQ+） R5：9名（公共施設マネジメント）		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	委員会 の活動	第16条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。	・ 常任委員会の月例開催 ・ 監査委員の常任委員就任 ・ 委員会等のオンライン開催（R4～）		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		第17条	議会は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。 2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。 (R3一部改正等)	【運用基準 1 5】政策研究会 ・ 基本条例に規定（H28） ・ 議会の活動に位置付け（R3） H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3-R4：12名＜現11名＞（LGBTQ+） R5：9名（公共施設マネジメント） (※第15条3に記載)		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	広報広聴 の充実	第18条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	【運用基準 1 6】広報広聴の充実 ・ 広報広聴特別委員会の設置（H23～） ・ 広報広聴会議の設置（H25～） ・ ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設（H26.4～） ・ 議会ホームページのリニューアル（R3） ・ 亀岡市議会YouTubeチャンネルの開設（R4.11～） (※取組の詳細は第7条2に記載)	<新清流会> 議決後の状況を早く公開するべき。 <共産党議員団> ・ YouTubeチャンネルの撮影、編集、配信を議員も手掛けられるようにする。 ・ Facebook以外のSNS発信について検討してはどうか。他市ではX（旧Twitter）、Instagramなどを取り入れているところがある。 <公明党議員団> 議会SNSとして、これまでのFacebookに加えてInstagramなど新たな情報発信を検討してはどうか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員研修 の充実	第19条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準 1 7】議員研修 ・ 議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・ 議員の紹介又は提案等により講師を招へい ・ 全国都市問題会議参加の見直し（R3）	<共産党議員団> 完全ペーパーレス化のため、タブレット端末の操作、Sidebooksの活用術について早急な研修を進める（実施中）。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会事	第2	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。			全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	事務局	0条	2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。			全会派：A		☐継続 ☐取組検討 ☐条項改正 ☐その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員の政治倫理	第21条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定（H20.3）		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。					
	議員定数	第22条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討（H26）→定数2人削減	<亀岡有志の会> 人口減少に伴い、今期中に議員定数の見直しを検討する必要がある。 <かめおか党> 市政の現状と課題などを踏まえ、議員定数削減の見直しを行う時期にあると考える。 <会派に属さない議員> 平成26年に定数を見直してから今も同じ定数としているが、当時から人口は減少しており、人口推移や様々な視点から亀岡市議会として適正な定数について議論していく必要があると考える。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：B 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員定数は、別に条例で定める。					
	議員報酬	第23条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討（H26）→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活（H28） ・期末手当の減額（R2）	<かめおか党> 市政の現状と課題などを踏まえた議員定数削減の検討と同時に、議員報酬についても増額を検討する時期にあると考える。	全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員報酬は、別に条例で定める。					
	政務活動費	第24条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。					
			2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。	・政務活動費運用基準に沿った運用		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。	【運用基準18】政務活動費の公開 ・収支報告書の閲覧及びホームページに掲載 ・会派の視察報告書をホームページに掲載（R3）		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第8章 最高規範性及び検証等	最高規範性	第25条	この条例は、議会における最高規範である。		<公明党議員団> 条例の文言を追記してはどうか。 （１）この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。 （２）議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	新清流会：対象外 経政会：対象外 亀岡有志の会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	条例の検証及び見直し	第26条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	【運用基準１９】条例の検証及び見直し ・任期中間年及び最終年に議運で実施 （前回：R4.4～12（任期最終年に実施））		全会派：A		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

行政視察調査シート

視 察 場 所	東京都町田市議会
調 査 項 目	議会改革の取組について
視 察 の 目 的	町田市議会は早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2022において、情報共有部門で全国1位、特に「議案のカルテ」の取組では「第15回（2020年）マニフェスト大賞」のコミュニケーション戦略分野において最優秀賞を受賞されている。そのような取組事例を学び、情報共有の向上等を目指す本市議会の課題解決やさらなる改革に向けての参考とする。
施策等の概要	町田市議会の主な取組 ・ あえて議会基本条例を制定しない方針での議会改革の取組 ・ 路線バス等への議会告知ポスターの掲出 ・ 市議会公式ツイッター（X）の活用 ・ 議会に対する市民意識調査の実施 ・ 議案のカルテの取組 ・ タブレット端末の導入（理事者側がすでに導入） ・ 高校生との意見交換会の実施 ・ 相模原市議会との包括連携協定による取組 など
考 察	○議案カルテや意識調査、高校生との意見交換など、市民との情報共有を図るための先進的な取組を実施されていると感じたが、一方で、議会基本条例を制定しない意図はわからなかった。町田市議会では、様々な取組をされているが、DXの面では、執行部が75%も電子決裁化できているからこそ、進められている部分もあると考える。また、議会事務局員の人事異動がなく、同一の職員が永年にわたって議会そのものの取組を進めている感があり、今後、新たな考え方の議員で議会を構成した場合、既存の枠組みの中で新たな考え方が暴走する可能性もある。やはり、議会基本条例などをおき、人が変わっても議会活性を進めていけるようにしていくべきではないかと感じた。ツイッター（X）の活用や、告知ポスターなど、亀岡市議会にも取り入れるとよい可能性のあるものもあった。（福井） ○本市議会の傍聴者は、ほぼ同じメンバーではないかを感じる。町田市では、市民の関心を持ってもらうためのポスターをコミュニティバスや路線バスに掲出しているため、本市においても取り入れることを検討してはどうか。（木村） ○高校生と町田市議会議員の意見交換会の開催について、本市も

	中学生との意見交換は行っているが、18歳から選挙に参加できるようになったため、若い人にも市政・議会に関心を持ってもらう取組を考えてはどうか。(木村) ○情報共有の中でも「議案のカルテ」に代表される“情報整理”を亀岡市としても取り入れたいが、それにはホームページにおいて独自のドメインを取得できるかが課題である。時期を見て独自ドメイン取得によるホームページのリニューアルを考えてもよいと考える。(竹内) ○議会への関心度を上げることが亀岡市でも課題となっており、町田市では高校生議会や親子傍聴席の設置などが一定の効果をj得ている。亀岡市でも「子どもファースト宣言」により、子育て世代や、比較的若い世代をターゲットとして見据え、これらを導入することは有意義であるjと考える。(竹内) ○他市の多くが外部への発信を重きに置くなかで、町田市の「関心を持ってもらい、いかに来てもらうか」という内部に軸足がある姿勢は是非とも見習いたい。(竹内) ○あえて議会基本条例を制定しない方針ゆえに「提案があったものは試行してみる」がモットーのようだが、亀岡市は条例がある中で、いかにフレキシブルに対応できるかが課題である。(竹内) ○町田市は、議案説明時に理事者の提案理由説明を省略しているが、そのような進め方で議案の深掘りができるのか疑問であった。(大石) ○議会開会の通知を路線バスや市広報誌等を活用して行っていること、議案カルテを作成し、議会での審議内容をタイムリーに発信していること等は参考にするべきであるjと考える。(大石) ○高校生との意見交換会及び各常任委員会による市民団体等との懇談会の取組は参考にするべきjと考える。(大石) ○当市においてもタブレットを活用し、執行部との情報共有化を推進すべきjと考える。(大石) ○子ども連れの方もおられるので、新しい議場を建てる時に親子傍聴席をつくって、子どもがぐずっても外に出なくてよいようにされていた。大変立派な親子傍聴席であった。本市の場合、臨時的に調整室を代用できないか。(三上) ○議案説明会については、議案の詳細について知りたいという議員の声から始まったそうである。最近jは、議案説明会の説明と本会議の説明があまり変わらなくなっているjので、どうしようかという議論もあるようである。議案説明会のオンデマンド配信を始められたので、後からでも観ることができる。本市の場合、提出議案の概要を市長や理事者から聞くときは、聞き置く
--	---

	程度とすることになっているが、少し質疑があってもよいのかなと思う。その日の午後には記者発表されて、あたかも施策ができるかのように報道されてしまい、市民から質問を受けることもあるので、検討してみたい。(三上) ○議会告知ポスター、告知チラシについて、コミュニティバスや神奈川中央交通バスに無料で掲載してもらっている。副市長が東京都から来られており、東京都の例を出して町田市でも実現できないかと提案された。空きが出たら無料で掲示してもらうという約束になっている。タクシーの車内広告は、ご厚意で、後部座席のモニターに無料で掲載してもらっているそうである。(10台ほど)。町内会配布のチラシを掲示や回覧してもらっている。これを見て来られる方もいるそうである。そのようなことが本市でもできるのか検討してみてもどうか。(三上) ○X(旧:Twitter)の活用について、定例会開催告知、議案提案内容の紹介、議会だよりの発行、行政視察の受け入れなどを、フォロワーの方に発信されている。運用方法は、コメント、メッセージもいただくが、プッシュ型で原則返信は行わないということであった。フォロワーは1,000を超えていて、年間100新規フォローがあり、広がっている実感があるということであった。本市はFacebookだけだが、一度、広報広聴会議で検討してみたい。(三上) ○タブレット端末&会議システム導入については、ペーパーレス化で、紙の削減量が議会事務局で約7万6千枚、総務課で50万枚以上ということであった。また、資料提供速度の向上が図られた。その他、議員が市民相談や情報収集などに活用したり、災害時の連絡ツール(安否確認)に活用したりされている。町田市で大きな効果を生んでいる理由は、議会だけでなく、市役所全体で徹底して利用していること、執行部と共同で導入したことが大きい。本市も、どのようにタブレット端末を活用し、市の執行部と共有できるかが課題である。議案の審査の時にも、サイドボックスで共有して審査ができるとありがたい。方法を考えていきたい。(三上) ○高校生議会、意見交換会については、これまでに市内の高校生36名が参加して計6回行われてきている。開かれた議会にするためには敷居を低くすることが大事であると思う。町田市は、第3回目以降、ワークショップ方式からワールドカフェ方式にして、気軽に話せる、主体的な議論を産み出そうとされてきた。議会の体験としての議会質問形式の体験とワールドカフェ方式の気軽な意見交換をミックスしたものができるとよいなと思った。開催にあたって、町田市は、高校訪問など、連携
--	--

	を密に取り、学校単位で申し込みをしてもらうこととし、広報用ポスター掲示依頼、広報（議会だより、プレスリリース、HP、X、市内バスの車内掲示）にも力を入れられていた。また、意見を市政に生かすべく、市長への報告、回答書の作成などのフィードバックの方法、定例会での一般質問による議員の取り上げ、ダイジェスト動画の公開（YouTube）など、本市でも参考にすべき取組であると感じた。（三上） ○議会のカルテについては、いち早く市民に議会の審議・審査内容を報告するため、ホームページ上に「議会のカルテ」が掲載されており、非常にわかりやすく市民に関心を持ってもらう取組の1つであるが、町田市ではホームページを独自ドメインで作成していると言われていたため、本市の議会ホームページにおいて作成が可能であるか、また、事務局の事務作業量など調査が必要と考える。（山本） ○路線バス等への議会告知ポスターの掲出については、特に問題なく無料で協力いただき、市民が議会に興味、関心をもってもらう取組であると認識したが、本市に導入する場合、ポスター作成費用や事業者の協力、効果など調査が必要と考える。 ○高校生との意見交換会については、テーマを決めワールドカフェ方式で行い、議員がファシリテーターを務め、忌憚のない意見を引き出している。開催後は実施報告書を市長へ送付し、高校生からの意見・要望などに対して執行部から回答書を受け、高校へフィードバックしている。また、議員が高校生の意見・要望を市政に反映させるために一般質問に取り上げている。参加した高校生からは市議会への関心が向上し、参加してよかったとの感想があり、市議会にとっても次代を担う若い世代の考えなどを直に聴く機会となり、貴重な取組であると感じた。本市に導入するに当たっては、参加していただく学校側の理解と協力が必要であり、地元の高校以外に通う市内在住者の意見も聴く機会にしていくかどうかについても検討が必要であると考え。また、町田市議会の事務局から学校との調整など負担もあるとの話を伺ったことから、学校と議会双方の負担をできる限り軽減する中で、開催方法など考えていく必要がある。（山本） ○その他として、町田市議会のホームページにはキッズ・学生向けページを作成し、市議会の仕組みなどについて分かりやすく紹介しており、本市においても市議会に対する理解や関心を高められるよう工夫し作成できればと考える。町田市議会以外の議会においても作成しているが、対象とする年代は様々なことから、対象者をどう考えるか、検討が必要である。（山本）
--	---

	○議会基本条例を制定なされないことについては別段理由はないと思われる。公共交通機関での議会広報は成果として未知数であり、町田市のように無償協力であれば行っても良いと考える。公式X（元ツイッター）を活用することが、すなわち市民関心の増加につながっているとは考えにくい。まずは議会に関心を持って貰うほうが先決だと感じる。議案のカルテについては即応性があり、関心の高い市民にとっては魅力的な制度で導入を検討してもよいと考えるが、システムを整備するのにコストが掛かるのではないかと。（平本） ○本議会でもタブレットを導入しているが、執行部のタブレット導入または情報共有の在り方が課題である。（平本） ○高校生との意見交換会は本市議会の広報広聴活動の中で行っていることに非常に近く、今後も継続・拡充していきたい。（平本） ○他市町との包括的な連携協定について必要性は感じるものの、それぞれの市町の制度や体制が異なることから、互換性が得られない場合は、制度や利点を導入するにあたっての課題が大きく、継続することが困難である。情報共有や要望活動等は有効であるとする。（平本） ○議案のカルテについては、議決経過等をいち早く市民に知らせる手法として導入を検討する余地がある。（菱田） ○タブレット端末の導入について、本市と違い理事者側が先行して導入していた。本市では理事者にペーパーレス化も含め、タブレットの導入を求める余地がある。（菱田） ○高校生との意見交換会においてワールドカフェ方式を採用している。より参加しやすい場づくりの手法として有効であるとする。（菱田）
委員意見等	○ホームページや執行部の電子決裁化についても、ある意味他方本願の上に成り立っている感が否めなかった。本市議会においても、今後よりよい広報や告知の方法、「わがまちトーク」などの取組を重ねていけば、先進事例に追いつけるのではないかと感じた。（福井） ○本市議会では、2月の臨時号を含め、議会だよりを年5回発行しているが、市民が市政・議会にどれだけ関心を持っていたか、本議会の傍聴の人数を見れば寂しく感じる。町田市議会が行っている2つの施策（広報の手法、高校生などとの意見交換）を早期実行すべきと考える。（木村） ○タブレット導入の課題解決策として、1人につき3デバイスまで、議会システムを利用可能にすることを本市でも早急に行うべきと考える。（木村）

○情報共有全般について、亀岡市よりも先進的かつ戦略的に取り組まれていた。亀岡市では、タブレット導入におけるペーパーレス化が目下進行中であるが、亀岡市との大きな違いは、議会よりも先に執行部が導入し、すでに下地があるところに、追って議会がタブレットを導入した経緯があり、スタート時の状況やレベル感が大きく異なる。その点を考慮し、本市でも導入できそうな事例（例えばバスやタクシーの広告配信、町内会のチラシにカレンダーを共有、議会傍聴の受付名簿の廃止など）も数多くあった。優先順位を考慮し実現可能なことから始めてみる価値はある。（竹内） ○町田市は議会開催の案内や常任委員会と市民団体との懇親会の活性化などに積極的に取り組み、傍聴者の増加を果たすなど、開かれた議会に向けて成果を上げている。また、議案カルテを掲載することにより、審議内容をタイムリーに発信するなど、当市としても参考にすべき点が多くあり、今後、取り入れることも検討していく必要があると感じた。（大石） ○議会基本条例をつくってから取組を行われるところが多かったが、町田市の場合はあえてつくらずに、できることから取り入れていく手法で行ってきたという。それは、形だけ整える自治体が見受けられたので、名より実をとるということでそうされたのだと思う。その考え方は分かるが、法令準拠・遵守の自治体や議会の体（てい）が基本であるから、条例もちゃんとあって、実のある議会改革・活性化をしようとする本市の姿は理想的なのだと思う。（三上） ○先進市では、議会報告会や懇談会など、議会から外に向かって出ていくものが多いが、町田市の場合は、議会に来てもらう取組を重視したという。市民に関心を持ってもらおうというのが狙いとのこと。町田市の場合、議会運営委員会だけでなく、議会改革特別委員会をつくっている。常任委員会化の声もあったそうであるが、それはできないので、毎回立ち上げておられる。今17期であるが、今期も特別委員会を立ち上げており、同じ名前を付けられないというルールがあり、今回は第17期町田市議会改革特別委員会という名称でスタートしたとのことである。ユニークな特別委員会でだと思ひ、意気込みややる気を感じた。ただ、議会運営委員会とのすみわけはどうなっているのかなと思った。（三上） ○行政視察において、全委員が報告文を作成される。多い議員は70ページほど書いて提出していただいているので、オンブズマンが来られてもこれを見せると「ちゃんとやってるな」と5分で帰られたそうである。長ければよいというものではない
--

	が、それなりにしっかりと報告されている。本市の場合は今のこの形式でよいと思うが、本市もオンブズマンが度々来てチェックするような時代になれば、それなりの説明責任を果たせるようにしなければならない（何事にも）。それくらい、議会に関心を持っていただけの市民が増えることは望ましいと考える。（三上） ○タブレット端末&会議システム導入について話を聞いていると、資料の保存や編集などもやりたい人は町田市のように、会議システム富士ソフトmoreNOTEがよいと思うのだろう。私もそちらのほうがよいが、sidebooksとの性能比較は一長一短で、熟考したうえで、sidebooksに決めたのだからそれは仕方がないと思う。いずれにせよ、市理事者側と共有できるように早くなればよいと思う。（三上） ○市議会定例会・委員会等の傍聴やインターネットを見てもらうことを目的とした路線バス等へのポスター「市議会を開きます」の掲出や町内会・自治会に、市議会定例会・委員会等の傍聴をしてもらうことを目的としたパンフレット「町田市議会を傍聴しに行こう」の配布、高校生との意見交換の実施などについては議会に興味関心を持ってもらう取組として大変参考になった。（山本） ○今回の行政視察を通して感じた事は、町田市議会も市民に議会や市政への関心を高めるために様々な取組にチャレンジされているが、コロナの影響などもあり、傍聴者の減少を食い止めるために苦慮されている。市民理解及び関心を得るための広報については、本市議会と同様に様々な取組を通じて試行錯誤されているのが現状である。そのような中、子どもを連れて傍聴できるよう、防音設備を完備した親子傍聴室が設けられていることは特に興味深く感じた、今後本会議場の改修が行われる際には、ニーズ調査を行ったうえで検討しても良いと考える。高校生との意見交換については、本市議会でもこれまで高校生議会や中学生議会、子ども議会など類似する活動を広報広聴活動の中で行っており、若年層の関心を高めるという意味から、こうした活動をさらにブラッシュアップしながら継続していきたいと考える。議会への意識調査についても、亀岡市がアンケート調査を行う場合に相乗りして実施することを協議・検討すべきである。他市町との包括的な連携協定については、災害時の相互連携や地域間での移動手段確保など、連携可能なことについては引き続き協議・調整する必要があると考えるが、近隣市町とはいえ、互換性のない制度や体制整備についての連携については慎重に検討する必要があると考える。（平本）
--	--

行政視察調査シート

	○議案のカルテを基に、各議会直後に 議決経過等も含め、議案の採決状況をいち早く市民に伝える手法の検討が必要であると感じた。本市では、議会がいち早くタブレットを活用しているが、デジタル田園都市国家構想を踏まえ、理事者側に対してデジタル化を提案していくとともに、アフターコロナの中で市民との意見交換会を再開するにあたり、より参加者から意見が引き出しやすいワールドカフェ方式の採用を検討していくべきではないか。（菱田）
--	---

行政視察調査シート

視 察 場 所	神奈川県茅ヶ崎市議会
調 査 項 目	議会改革の取組について
視 察 の 目 的	茅ヶ崎市議会は早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2022において、情報共有部門で全国7位となっており、その先進的な取組事例を学ぶことにより、議会改革の向上につなげる。
施策等の概要	茅ヶ崎市議会の主な取組 ・ 決算事業評価の実施 ・ 政策討議の実施 ・ 議会報告会、意見交換会（アロハトーク）の取組 ・ 一般質問の重複調整の実施
考 察	○決算事務事業評価については、実施している自治体が少なく、評価シートの在り方や、決算特別委員会との関係性、そのスケジュールなど、亀岡市議会との違いが明確にわかった。本質的に事務事業の取捨選択を議会から提示するというスタンスは同じであったが、本市は、茅ヶ崎市のように執行部と裏打ちして、評価を下げるというようなことはしていない。そういう意味でとても興味深かった。（福井） ○議案説明会では、質疑することができないようであり、それであれば、本市のように、分科会で事前勉強会を行った方が効果的であると考え。アロハトークの取組については、ほぼ「わがまちトーク」と同じであったし、特に秀でたものは感じなかった。（福井） ○一般質問の重複調整については、予備通告まで行う必要はない。重要な課題については、ある程度重複してもよい。むしろ、重複してこそ、執行部に対して議会が注目している議題や問題点を明確にできる部分もあると考える。（福井） ○決算審査における事務事業評価の取組について、6月に特別委員会を設置し、6月定例会中に2回会議を開催し、3事業を選定されている。9月定例会中に1回会議を開催した後に市長に対して提言し、次年度の予算審査時に反映状況を報告させているが、本市と同じように2年のタイムラグがある。（木村） ○アロハトークやデザイン性に富んだチラシ。編集によって見やすいYouTube配信など、情報を発信する時の「確実に届くような手法」が大変参考になったが、課題は人材である。全てを事務局任せにせず、かつ特定の議員だけに偏ることのない

	ように、作業内容の整理と作業の配分をするためのシステム化が必要と感じる。(竹内) ○一般質問の重複調整は取り入れるべきだと感じたが、仮通告から調整するまでの時間が課題である。導入するなら茅ヶ崎市議会での手法（議員同士が自主的に重複調整）の「お試し期間」などを設けて、まずは実験的に実践してみるのが近道とも感じる。(竹内) ○政策討議を常任委員会ごとに行う手法は、導入することによる有用性を感じる。(竹内) ○事務事業評価については亀岡市でも実施しているが、同じく評価から反映までにタイムラグが生じる点は否めない。茅ヶ崎市の今後の改善方法も参考にしつつ、亀岡市でもさらに改良（評価項目など要検討）を加えてより良いものへ昇華させたい。(竹内) ○一般質問の重複調整に関しては、①各議員が支援者の声（要望）などを反映すべき、②一つの行政課題について、多くの議員が疑問点をもっていることを理事者側に周知すべきであるため不要であると考える。(大石) ○アロハトークによる意見交換会もいかに広く周知し、参加者を多く集めるかという工夫が必要であると考える。(大石) ○一般質問の仮通告制導入による重複調整については、それぞれの議会の規模（議員や会派の数など）や一般質問の形式にもよると思う。一問一答方式が多く採用されている本議会においてはさほど必要性は感じなかった。(三上) ○町田市同様、意見交換会（アロハトーク）は、ワールドカフェ方式を採用している。市民が主役で一人一人が気軽に意見を出せる場の設定が大事だと感じた。本市もわがまちトークを再開するが、再開初回の取組が大事である。広報広聴会議で十分に準備をして臨みたいと思う。(三上) ○4つの常任委員会で政策討議を重視されていた。2年間のスパンでテーマを選定し調査・研究して政策提言の素案を常任委員会で作成し、全員協議会で協議して議会としての政策提言書をつくりあげて市長に提言している。常任委員会の任期2年のプログラムを明確に決めて各委員会で取り組んでいるところは大きい参考にしたい。提案する議会として、必ず、2年間で政策討議をカタチにするというこだわりのある取組だと感じた。茅ヶ崎市では議員立案による条例制定の事例はないが、2年間テーマを決めてやるとした場合にどうしても政策提言に傾斜するのかもしれない。テーマによっては条例制定をゴールにできるのだと思うが。(三上)
--	---

	○押しボタン式投票での採決や、議員名の標柱を立てると出席議員としてカウントされるなど、本市にはない議場のシステムもあったが、それは議場の大規模リニューアルの時でよいと感じた。まずは、本市の場合、電源の確保、映像のクリア化などから変えていきたい。(三上) ○議会報告については、Y o u T u b eチャンネルを開設し、議会の活動などを動画で紹介されている。テロップ・字幕などを使用し、わかりやすく作成されており、報告内容に関わるクイズも盛り込まれていて議会への興味関心を引く内容となっている。本市においても議会への関心が薄いとされている若年層にも見てもらえるような手法を検討できればと考える。(山本) ○茅ヶ崎市では議会基本条例に基づき、参加者と議員がしゃべりやすい場づくりを目指して「アロハトーク」と題しワールドカフェ方式の意見交換会を午前の部、午後の部と二部制で開催し、対面かオンライン（ZOOM）での参加を選択できるようにしている。参加対象者を中学生以上としており、決められたテーマに対して幅広い年代層から多様な意見を伺うことが期待できると考えるが、現在中学生の希望者はないと伺い、ターゲットを絞って開催する方がよいのかどうか、参加対象者について検討が必要である。(山本) ○一般質問の重複調整の実施については、茅ヶ崎市議会では議員が住民の代表として一般質問を行うものであることから、前の議員が質問したことを後の議員が発言し、同じ答弁が繰り返されることはあってはならないとの考えから、仮通告を導入し重複した質問に対しては、議員間で角度や観点を変えて、重層的な質問が実現できるよう調整している。本市においては会派内で重複調整を行うよう徹底されているが、会派を超えた調整の必要性について考える機会となった。(山本) ○決算事務事業評価については、ほぼ本市議会で行っていることと類似点が多い。本市議会の事務事業評価は（拡充）や（縮小）、（休廃止）と判定がしやすいが、（現状のまま継続）という分類に毎回違和感があり、茅ヶ崎市議会ではこの点を（改善）としていたことは非常に理解できる。(平本) ○政策討議について、各常任委員会でそれぞれのテーマを抽出し、独自に調査・研究されている。本市議会においては、環境市民厚生常任委員会及び政策研究会などにおいて、同様の活動が行えていると考える。(平本) ○年度を一つの区切りとして調査・研究を行うことは有用であると考えますが、各常任委員会などにおいてテーマを選定することが相応しいのか検討する必要がある。(平本)
--	---

行政視察調査シート

	○市長に対する政策提言は、必要性に応じて行う必要があり、各委員会が毎年行う必要はないのではないか。（平本） ○議会報告会及び意見交換会（アロハトーク）について、どの自治体においても、対面形式の議会報告会はニーズとのマッチが大きな課題である。（平本） ○茅ヶ崎市議会で行われているSNSでの情報発信（Y o u T u b e 配信）は、手段として大変興味深いと考える。しかし、Y o u T u b e などの情報発信を議会事務局に全て任せるのではなく、議会が主体として企画運営出来ることが前提となる。（平本） ○意見交換会（アロハトーク）は、フリートーク形式でグループ分けした上で席をローテーションするなど、堅苦しくならないよう工夫されており、本市議会としても取り入れることが可能であると考え。（平本） ○広報や周知啓発をどのように行い応募するのは課題である。（平本） ○政策討議について、常任委員会ごとにテーマを決定し調査・研究を重ね、全員協議会で協議を行い、提言書を取りまとめ議会として議長から市長へ提言されている。（菱田） ○議会報告会、意見交換会の取組について、市民が参加しやすい場づくりをされている。（菱田）
委員意見等	○両議会とも、事務局の思考が先行性をもっているように感じる。一つは、議会活性化の視察の説明に、議員が一切かかわっていないこと。本来なれば、説明まで議員がしてもよいくらいである。（福井） ○情報共有が進んでいる部分もあるかもしれないが、議会や議員から滲み出てくる個性やカラーをあまり感じなかった。少し残念であった。（福井） ○本市においても、事務事業評価を行っているが、9月議会から審査を行うため、茅ヶ崎市と同じように、早い時期から行うとさらに深い議論ができるのではないかと考える。（木村） ○常任委員会内で討議することによって色々な意見が出るのではないかと。（木村） ○理事者側が廃止したい事業について、議員と評価について調整されたことがあったと聞き、このようなこともあるのかと理事者とのコミュニケーションの必要性を感じた。（木村） ○亀岡市議会では「議会活性化」と言い出して25年、様々な取組を行ってきたが、市民との情報共有という点においては、未だに遅れていると感じる。茅ヶ崎市議会においては、アロハトークやY o u T u b e での見せ方など、市民との距離を縮め、

	かつハードルを下げることに一役買っていると感じる。亀岡市議会でもDX推進プロジェクトが立ち上がり、これから大きくテコ入れを行うフェーズだが、茅ヶ崎市議会を参考にしながら亀岡市独自の視点も取り入れて、市民との距離を縮める取組を進めていきたい。(竹内) ○当市において、政策討議は、特別委員会などで実施しているが、茅ヶ崎市では各常任委員会でも取組まれていることが特徴であり、今後については、当市でも導入について検討する必要があると考える。(大石) ○一般質問と議案審査の順序入れ替えの経緯と成果について知りたいと注目していたが、数年だけの実施で元に戻したようだ。少し拍子抜けしたが、成果と課題があれば参考にしたかった。(三上) ○決算審査における決算事業評価については、シートの評価項目は若干違うが、本市と同じような形式で行われていた。当時の流行りで始まった事業評価であるが、本市でもかなり洗練されてきて、事業も精選されてきたので、役割は果たしたという感がある。評価の点数配分などを改善したところなので、後しばらくは続けて実績をみるべきではあるが、今後の在り方について、そろそろ考え始めてもよいのではないだろうか。(三上) ○茅ヶ崎市議会では議会に係る情報や活動などを知ってもらうためYouTubeチャンネルを開設し、予算・決算特別委員会の審査のポイントや議長挨拶、常任委員会の活動報告などをコンパクトにまとめ、わかりやすく発信しており、興味関心を引く内容となっていた。本市でもYouTubeチャンネルを開設し、常任委員会(月例)の録画配信を行っているが、それとは別に茅ヶ崎市議会のように視聴を継続したくなるような構成の動画をコンパクトに制作し、発信できればと思った。(山本) ○一般質問の重複調整の実施については、茅ヶ崎市議会の「前の議員が質問したことを後の議員が発言することは考えられない」という考えに基づいて、仮通告を導入し重複調整を図っていることは理解できるが、議員同士で重複している質問内容の調整を行うことや早期の質問事項提出など負担もあることから、本市が現在会派内において重複しないよう徹底し、他会派の議員と重複した場合には違った角度や観点で質問するよう心掛けていることもあり、重複しないことが望ましいが、これまでどおりでよいのではないかと考える。(山本) ○茅ヶ崎市議会での取組を本市議会に導入することは、難易度は高くないと考える。(平本)
--	--

行政視察調査シート

	○各常任委員会において、年間のテーマを選定するにあたっては、各委員会別で抽出することがよいのか協議する必要があると考える。(平本) ○政策提言は必要に応じて行うべきであると考え。(平本) ○SNSなどを活用した議会報告会について、YouTubeで議会報告会を行うから関心が高まっているということではなさそうであり、市民ニーズがあれば導入していくことも検討していけばよいのではないかと考える。(平本) ○意見交換（アロハトーク）に類する活動を本市議会でも広聴活動として行っており、今後、意見交換などに多くの市民が関心をもっていただけるよう検討していきたい。(平本) ○アロハトーク（意見交換会）の広報ポスターは大変センスもよく、市民の方の目を引くのではないかと考える。本市には霧の芸術祭のメンバーがおられるので協力を求めても良いのではないかと。(平本) ○アロハトークというネーミングは親しみやすく受け入れやすいため、本市議会としても工夫して導入していく必要があると考える。また、アロハトークの開催日は土曜日であり、市民ニーズを調査したうえで、必要であれば地下の開かれたアトリエを活用して実施することも検討してはどうかと考える。(平本) ○政策討議について、本市議会では各常任委員会において取組テーマを設け、必要に応じて提言などをまとめている。また、会派、常任委員会をまたぐ形で政策研究会を立ち上げて取り組んでおり、現状を継続していけばよいと考える。(菱田) ○議会報告会、意見交換会については、町田市と同様に誰もが参加し意見を出しやすい場づくりへの工夫を続けていくべきである。(菱田)
--	--